

父母・義父母の扶養申請時の生計維持力確認 について

基本的に、夫婦間には相互扶助義務が存在するため、父または母の扶養義務者（主たる生計維持者）は、第一にその配偶者であるべきと考えられます。

当健保においては、以下の例に示す内容で生計維持力を確認し、主たる生計維持者は誰かを判断します。

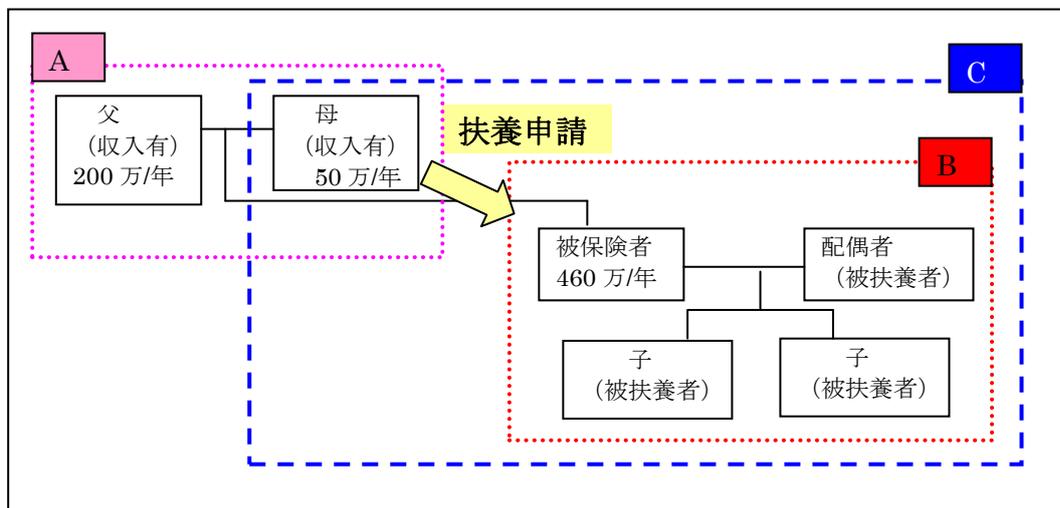
<例>

○被保険者 前年收入※（給与+賞与） 460 万円/年
被扶養者は、配偶者と子 2 人

○認定対象者：母（65 歳、前年收入は老齢年金 50 万円/年）
認定対象者は配偶者（下図の父）あり（前年收入は老齢年金 200 万円/年）

※ 収入判断について

父母の退職など事由がある場合は事由発生後の収入見込みにより判断します。



母を扶養申請し、B から C の状態とする場合、以下を確認のうえ、主たる生計維持者を判断

父母夫婦の生計維持力

父母の 1 人当たり to 充当できる生計費として以下を計算

$$(\text{父の収入} \langle 200 \text{ 万円} \rangle + \text{母の収入} \langle 50 \text{ 万円} \rangle) \div 2 \text{ 人} = 125 \text{ 万円} \dots \textcircled{1}$$

被保険者の生計維持力

被保険者のみの収入による、認定対象者を含めた 1 人当たり to 充当できる生計費として以下を計算

$$\begin{aligned} &\text{被保険者の年収} \quad 460 \text{ 万円} \\ &460 \text{ 万円} \div 5 \text{ 人} = 92 \text{ 万円} \dots \textcircled{2} \end{aligned}$$

この場合、父母夫婦の生計維持力①が被保険者の生計維持力②を上回ることから、母の主たる生計維持者は配偶者（父）であると考えられるため、認定できません。

※ このようなケースでは、被保険者の生計維持力、即ち、母を含めて扶養する能力があるかどうかは、その被保険者の収入のみで判定し、母や配偶者、子の収入は考慮しません。その理由は、被保険者の配偶者や子供に母を扶養する義務はないため、家族の収入も合算して母を被扶養者とする状態を認めることは妥当とは言えないと考えられるためです。健保としては、別に扶養義務者が存在している母を扶養するにあたっては、その扶養義務者と比べて、被保険者本人に扶養する力があるかどうかで判断します。